

平成 25 年 10 月吉日

お客様各位

メルパーク株式会社

当社の消費税増税対応について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より当社メルパークをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成 24 年 8 月 10 日に可決された消費税増税法案により、消費税が平成 26 年 4 月 1 日から 8%に引き上げられることとなりましたので、当社の対応は下記の通りとさせていただきます。

しかしながら、一定の要件を満たす取引については旧税率(5%)とする等の経過措置が講じられており、平成 26 年 4 月 1 日以降の消費税計算において旧税率(5%)と新税率(8%)の適用が混在することがありますので、お客様にご迷惑をお掛けすることのないよう万全の注意を払う所存ではございますが、お客様におかれましてもご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、消費税計算に係るご質問等ございましたら、各ホテル担当者までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. お客様とのお取引における消費税率

原則、平成 26 年 3 月 31 日までのご利用については旧税率(5%)が、平成 26 年 4 月 1 日以降のご利用については、平成 26 年 3 月 31 日までに代金をお支払いいただくと致しましても新税率(8%)が適用されます。

しかし、一定の要件に該当する取引の場合は「経過措置」として旧税率(5%)が適用されますので、平成 26 年 4 月 1 日以降の婚礼、宴会等のご利用については、平成 25 年 9 月 30 日までにご成約（請負契約の締結が条件）いただいた場合に限り「経過措置」の適用を受け旧税率(5%)となります。

2. 「経過措置」の適用を受けるために

(1) 当社の契約に係る認識

- ① 当社ではお客様との契約は、約款に記載の通り、婚礼の場合「申込書への署名及び申込金のお預かりをもって」、宴会の場合「申込書への記入、料金、注意事項の告知、合意をもって」、宿泊の場合「申込の受諾をもって」成立すると認識しております。

- ② 契約金額は、婚礼、宴会の場合、平成25年9月30日までに当社が作成し、お客様にお渡ししております、挙式、衣裳、料理等に係る明細のある「お見積書」に記載の税率5%の消費税を含む合計額から消費税額を控除した額（消費税別額）とさせていただきます。宿泊の場合は、ご予約時に確認していただきました宿泊料金（消費税別額）とさせていただきます。
- ③ 「経過措置」については、その適用を受けている旨をお客様に通知する必要がございますので、代金のお支払をいただく際、発行致します「請求書」または「領収書」にその旨の記載をさせていただきます。

(2) 契約金額の変更の認識

- ① 平成25年10月1日以降のお打合せ等で施行内容や商品の見直しが行われ、お見積金額（契約金額）が変更になり、その消費税別総額が平成25年9月30日までに作成された「お見積書」の消費税別総額を下回った場合は、そのまま「経過措置」の適用を受けますので旧税率(5%)となります。逆に上回った場合は、上回った分のみ「経過措置」の適用が受けられませんので新税率(8%)とさせていただきます。
(「請求書」の中に消費税率(5%)と(8%)が混在することになります。)

例) < 9/30見積 > 1,000,000円→消費税50,000円 (5%)、
< 11/30見積 > ・ 9/30見積を下回った場合
950,000円→消費税47,500円 (5%)、
・ 9/30見積を上回った場合
1,100,000円→1,000,000円分：消費税50,000円 (5%)
+100,000円分：消費税 8,000円 (8%)

3. 平成 25 年 10 月 1 日以降の対応

平成 25 年 10 月 1 日以降にご成約いただきました平成 26 年 3 月 31 日までのご利用に対しては旧税率(5%)、平成 26 年 4 月 1 日以降のご利用に対しては新税率(8%)とさせていただきます。

以上

部門	区分	税率
ご婚礼	① 平成 26 年 3 月 31 日までのご結婚式	5%
	② 平成 25 年 9 月 30 日までにご成約（ご契約を締結）された「平成 26 年 4 月 1 日以降のご結婚式」 <経過措置>	
	③ 平成 25 年 9 月 30 日までのご契約金額を変更した「平成 26 年 4 月 1 日以降のご結婚式」（下回った場合）	
	平成 25 年 9 月 30 日までのご契約金額を変更した「平成 26 年 4 月 1 日以降のご結婚式」（上回った場合の差額部分）	8%
	④ 平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までにご成約（ご契約を締結）された「平成 26 年 4 月 1 日以降のご結婚式」	
	⑤ 平成 26 年 4 月 1 日以降にご成約（ご契約を締結）された「平成 26 年 4 月 1 日以降のご結婚式」	
会議・ご宴会	① 「平成 26 年 3 月 31 日までのご宴会」	5%
	② 平成 25 年 9 月 30 日までにご成約（ご契約を締結）された「平成 26 年 4 月 1 日以降のご宴会」 <経過措置>	
	③ 平成 25 年 9 月 30 日までのご契約金額を変更した「平成 26 年 4 月 1 日以降のご宴会」（下回った場合）	
	平成 25 年 9 月 30 日までのご契約金額を変更した「平成 26 年 4 月 1 日以降のご宴会」（上回った場合の差額部分）	8%
	④ 平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までにご成約（ご契約を締結）された「平成 26 年 4 月 1 日以降のご宴会」	
	⑤ 平成 26 年 4 月 1 日以降にご成約（ご契約を締結）された「平成 26 年 4 月 1 日以降のご宴会」	
企画イベント (ディナーショーチケット)	① 平成 26 年 3 月 31 日までにお支払頂いた「平成 26 年 3 月 31 日までディナーショー」チケット代金	5%
	② 平成 26 年 3 月 31 日までにお支払頂いた「平成 26 年 4 月 1 日以降のディナーショー」チケット代金 <経過措置>	8%
	③ 平成 26 年 4 月 1 日以降にお支払頂いた「平成 26 年 4 月 1 日以降のディナーショー」チケット代金	
ご宿泊	① 「平成 26 年 3 月 31 日までのご利用」（宿泊日＝チェックイン日）	5%
	② 平成 25 年 9 月 30 日までにご予約（ご契約を締結）された「平成 26 年 4 月 1 日以降のご利用」 <経過措置>	
	③ 「平成 26 年 4 月 1 日以降のご利用」（宿泊日＝チェックイン日）	8%
レストラン	① 「平成 26 年 3 月 31 日までのご利用」	5%
	② 平成 25 年 9 月 30 日までにご予約（ご契約を締結）された「平成 26 年 4 月 1 日以降のご利用」 <経過措置>	
	③ 「平成 26 年 4 月 1 日以降のご利用」	8%
売店	① 「平成 26 年 3 月 31 日までのご利用」	5%
	② 「平成 26 年 4 月 1 日以降のご利用」	8%